



# 国家公務員における 「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施方針 概要

## 1. 趣 旨

- 我が国の長時間労働を打破し、働き方を含めた生活スタイルを変革する国民運動を、政府を挙げて展開。
- このため、国家公務員については、率先して取組を進めることとし、実施に当たって、以下の3点を重視。
  - ① **朝型勤務と早期退庁の勧奨**により、一日の時間を有効に使うことにより、**ワークライフバランスを実現**
  - ② 業務の無駄を徹底的に排除し、**業務を効率化**
  - ③ 職員の士気の向上も通じて、**国民への行政サービスの維持・向上を徹底**

## 2. 実施時期、対象機関・職員

- **平成27年7月・8月**（ワークライフバランス推進強化月間に実施）
- 原則**全ての府省等（地方機関等を含む）が対象**
- 対象職員の範囲は、**業務の特性や職員・組織の状況も考慮しつつ**、各府省等で判断

実施が困難なことが想定される職員（例）

- ① 交替制勤務職員等業務の性質上実施が困難な職員
- ② 育児・介護等本人の事情により実施が困難な職員
- ③ 実施することにより確実に行政サービスの低下につながる職員
- ④ 業務の繁忙期となることが予め見込まれ、実施することにより7月・8月を通じて確実に労働時間の増加につながる職員

## 3. 実施内容

- **通常8:30～9:30の勤務開始時刻を1～2時間程度早め、7:30～8:30（終業時刻は16:15～17:15）等とする**
  - ※ なお、官庁執務時間（8:30～17:00）は変更しない。 ※ 法令等の改正は不要。
- **早朝出勤の職員は、原則定時退庁（困難な場合でも可能な限り早期退庁）**
- 期間中の**毎週水曜日は、霞が関等において、原則として遅くとも20時までの庁舎の消灯を励行**  
また、期間中は、政府全体で、**原則16:15以降に会議時間を設定しない等の取組を徹底**
- 併せて、**業務効率化、早期退庁目標の設定その他のワークライフバランス推進強化月間の取組を推進し、省全体として超過勤務縮減を図る**

# ワークライフバランス推進強化月間（7・8月）における全省的な取組

## ○大臣、事務次官等からのメッセージの発信等

- ・ワークライフバランス推進強化月間の実施に当たって、大臣や事務次官等から、内外に対する取組内容・メッセージの発信
- ・協議会等において、各府省等の取組内容を報告・共有

## ○ゆう活（夏の生活スタイル変革（朝型勤務と早期退庁の勧奨））と超過勤務縮減の徹底

- ・通常の勤務開始時刻を1～2時間程度早め、朝型勤務・早期退庁を推進
- ・併せて、各府省等ごとに早期退庁目標を設定するなど、省全体として超過勤務縮減を図る

## ○業務の効率化や職場環境の改善等働き方改革の具体化に向けた取組の実践

- ・各府省等において取組計画の策定等に当たって検討した業務改善等の取組を集中的に実施

## ○テレワークの推進強化

- ・管理職を始め、可能な限り多くの職員にテレワークを経験させる

## ○休暇（年次休暇・夏季休暇）の一層の取得促進

- ・年次休暇・夏季休暇を組み合わせ、1週間以上の連続休暇の取得を促進
- ・特に男性が子育て等に参画するための休暇（年次休暇等）の取得を促進

→ 各府省等においては、これらの取組に加え、その実情等も踏まえつつ、独自の取組も実施